



1 津島市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の経緯

日 時	開催事項等	内 容
令和5年 8月4日 ～8月22日	住民アンケート調査の実施	対象：津島市内在住の障がい者手帳所持者（発達障がい、高次脳機能障がいのある人を含む。）から無作為に抽出した1,000人 回収状況：383件 （回収率：38.3%）
令和5年 9月27日	第1回 津島市障がい者計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の基本的な考え方 ・アンケート調査結果の分析について ・策定に係るスケジュール（案）について ・施策目標ごとの課題について ・その他
令和5年 8月～12月	アンケート・ヒアリング調査の実施	対象：障がい者関係サービス事業所、障がい者関係団体等
令和5年 11月6日	第2回 津島市障がい者計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期津島市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）の検討 ・その他
令和6年 1月4日～ 1月25日	パブリックコメント	・パブリックコメントの実施
令和6年 2月21日	第3回 津島市障がい者計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・第5期津島市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）について ・その他

2 津島市障がい者計画等策定委員会委員名簿

	事業所名		氏名
1	社会福祉法人津島市社会福祉協議会	会長	浅井彦治
2	津島市身体障害者福祉会	会長	竹本都美子
3	津島市民生委員・児童委員協議会	連絡会長	山田久孝
4	障害者支援施設 ゆうとぴあ恵愛	施設長	大原好夫
5	社会福祉法人 永美福祉会	理事	吉田一江
6	特定非営利活動法人 Peek・a・Boo	理事	田中和夫
7	障がい者センターあいさんハウス	施設長	永恵美子
8	津島公共職業安定所	所長	南谷元尚
9	愛知県海部福祉・相談センター	次長	石木淳
10	愛知県津島保健所	健康支援課 課長	石田洋子
11	愛知県青い鳥医療療育センター	療育支援課 課長	西口伸樹
12	愛知県佐織特別支援学校	校長	奥田優
13	海部津島聴覚障害者協会津島支部	支部長	伊藤三枝子
14	精神保健福祉ボランティアグループ 「風車の会」	代表	村岡好久

3 津島市障がい者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第8号)第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画(平成30年度から令和5年度までを計画期間とする津島市障がい者計画をいう。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画(令和3年度から令和5年度までを計画期間とする津島市障がい福祉計画をいう。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画(令和3年度から令和5年度までを計画期間とする津島市障がい児福祉計画をいう。)の次期計画の作成時期となったため、障がい者(児)その他関係者の意見を集約するため、津島市障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)津島市障がい者総合支援協議会の委員

(2)その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

5 委員会の議事及び会議録は原則として公開とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

4 調査結果

(1) 団体調査

団体の目的や活動内容、行政への要望等を把握・整理するために、郵送によるアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

○アンケート調査

調査団体数：9団体

調査期間：令和5年8月～10月

○団体ヒアリング調査

団体名	ヒアリング日時
津島市中心身障害児者保護者連絡協議会	
津島市身体障害者福祉会	
海部津島聴覚障害者協会 津島支部	令和5年12月28日
点訳の「点読虫」(テントウムシ) *視覚障がい者支援	
くわがたの会 *視覚障がい者支援	
要約筆記サークル OHP つしま	
海部津島手話サークル かたくりの会	令和5年12月28日
海部津島手話サークル あゆみ	令和5年12月28日
海部津島地域精神保健福祉ボランティアグループ 風車の会 *精神障がい者支援	令和5年11月27日

(1) 津島市心身障害児者保護者連絡協議会

1. 会の目的及び対象者等	
【会の目的】	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の社会福祉事業の推進 ・障がい者の教育・職業・医療等に関する施策の向上発信に努める ・会員相互の交流と親睦を深め、障がい者の自立発達に必要な事業を行う
【対象者】	<p>津島市肢体不自由児・者父母の会</p> <p>津島市知的障害者育成会あすなる会の会員</p>
【設立年】	平成4年
2. 活動内容等	
【会員数】	令和5年現在 37人（障がい者の保護者数）
【活動拠点】	津島市
【事務局体制】	会長1人、副会長2人、理事8人
【現在の活動内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回総会の開催（状況により書面開催） ・交流と親睦を図るためイベントに参加（前のようにイベントが組まれるなら） ・「生活介護ここね」との共同でイベント開催（クリスマス会、おもちつき、夏祭り等）
3 現状の課題	
◆	会員数が増えない。積極的な募集もなかなかできていない。
4 今後の取り組み	
◆	ひきつづき、NPO心身協つしまで行っている「ここね」で活動したい。
◆	継続して会の活動をつづけたい。
5 会員の状況（利用している福祉サービス）	
◆	障がい者の保護者が会員のため、利用している福祉サービスなし。
6 会員の状況（福祉サービス・医療的ケアの利用にあたっての困り事やご意見）	
—	
7 会員の状況（これまでに事業所等に福祉サービスを断られた経験とその理由）	
—	
8 会員の状況（就労移行や就労支援に関する困り事やご意見）	
—	
9 行政への要望	
◆	会が困ったとき、市に聞いてほしい。
◆	会の会報を市役所に置くなど、周知に協力してほしい。
10 その他	
—	

(2) 津島市身体障害者福祉会

1. 会の目的及び対象者等
<p>【会の目的】 身体障がい者の親睦</p> <p>【対象者】身体障がい者（等級については不問）</p> <p>【設立年】不明</p>
2. 活動内容等
<p>【会員数】5人</p> <p>【活動拠点】津島市内</p> <p>【事務局体制】—</p> <p>【現在の活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の親睦を図り、パターゴルフ・カラオケ等 ・研修会旅行等に参加活動（年2回） ・西尾張地区協議会で研修会等に参加
3 現状の課題
<p>◆存続当初は26名おりましたが、高齢のためなかなか会員さんが集まりません。行政の個人情報の制約が有り難しいです。</p>
4 今後の取り組み
—
5 会員の状況（利用している福祉サービス）
—
6 会員の状況（福祉サービス・医療的ケアの利用にあたっての困り事やご意見）
—
7 会員の状況（これまでに事業所等に福祉サービスを断られた経験とその理由）
—
8 会員の状況（就労移行や就労支援に関する困り事やご意見）
—
9 行政への要望
—
10 その他
—

(3) 海部津島聴覚障害者協会 津島支部

1. 会の目的及び対象者等
<p>【会の目的】 海部津島地区の聴覚障がい者が力を合わせて障がいの有無を問わず、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざして活動するものである。</p> <p>【対象者】 海部津島地区の聴覚障がい者</p> <p>【設立年】 昭和 52 年 5 月</p>
2. 活動内容等
<p>【会員数】 40 人（うち津島支部 10 人）</p> <p>【活動拠点】 支部長宅に事務所を置き、各支部で活動し、情報交換を行う。</p> <p>【事務局体制】 会長、副会長、事務局長、企画部、手話対策部、各支部（津島支部、愛西支部、東部支部、南部支部）</p> <p>【現在の活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・海部津島手話サークル連絡協議会との連携による活動 11 団体あり、2 か月に 1 回代表者が集まり情報交換、行事の計画、交流会を行う 防災学習会、新年会 など・小中、高等学校への福祉実践教室講師派遣・手話奉仕員養成講座の開催・学習会（年 2 回）、観光会、忘年会等の開催
3 現状の課題
<p>◆会員の高齢化。 半分以上が60歳以上。最高92歳。若い人で20代。</p> <p>◆市民とのコミュニケーション問題 手話ができる人というのは周りにとても少ないため、何か災害が起きたときなどはとても困ってしまう。近所との交流は挨拶くらい。</p> <p>◆手話でコミュニケーションできるデイサービスや介護サービスが受けられない。 市内のデイサービスではコミュニケーションが取ることができず、ひきこもりがちになってしまう。そのため、手話のできるスタッフがいる市外の事業所を利用せざるを得ない。</p> <p>◆手話しかコミュニケーションを取る方法がない。</p> <p>◆戦争で学校へ行っていない方たちは字を読む力、字を書く力、情報を読み取る力が弱いため市役所からの手紙や手続き、防災関係の書類などが全く分からないという現状にあり、情報がほとんど入らずじまいになっている。いろいろな制度やサービスが利用できないことにも繋がっている。身体障害者手帳をなくしたときに必要な手続きさえも分からない。</p>
4 今後の取り組み
<p>◆手話言語条例の制定に向けて、学習の取組を行う。</p> <p>◆市民への手話普及を図る。</p> <p>◆防災訓練、近所との付き合いを促す活動を行う。</p>

5 会員の状況（利用している福祉サービス）
—
6 会員の状況（福祉サービス・医療的ケアの利用にあたっての困り事やご意見）
—
7 会員の状況（これまでに事業所等に福祉サービスを断られた経験とその理由）
—
8 会員の状況（就労移行や就労支援に関する困り事やご意見）
—
9 行政への要望
<ul style="list-style-type: none"> ◆手話言語条例の制定を求めたい。手話は言語であるということを認めてほしい。 ◆防災対策（聴覚障がい者への情報保障）を講じていただきたい。 ◆情報保障として、津島市主催のイベント、公的施設（市役所・警察・消防・病院等）には必ず手話通訳者の情報保障をつけてほしい。 ◆平成28年4月に障害者差別解消法が制定されたにもかかわらず、手話ができない職員が多い。少しずつでもよいので覚えていただきたい。 ◆65歳以上の場合は介護保険が優先されるが、65歳以上になっても聴覚障がい者支援事業所による障がい者サービスを受けることを認めてほしい。 ◆文字化して伝えるべき情報は文字化してほしい。 ◆無人駅で、困ったとき人がいないととても困る。
10 その他
<ul style="list-style-type: none"> ◆脳梗塞で倒れた聴覚障がい者がいたが生活が難しく、本人が希望するひとり暮らしではなく、家族の判断で施設入所になってしまった。手話ができる介護ヘルパーが必要。 ◆計画を作成するにあたり、当事者としてやっと意見できるようになってきた。 ◆手話のPR方法で、広報だと読まない人もいる。直接声掛けをすることが大切。 ◆手話は言語であるという認知がまだまだ行き届いていない。みんながコミュニケーションを取れるようになることが手話通訳設置の目的の1つである。 ◆助成金はなく、会費のみで運営。 ◆手話の中にも習った手話と習っていない手話があり、相手によってホームサインというのがある。身振りや絵で伝え合うという方法もある。 ◆毎年8月、9月の愛知県聴覚障害者大会決議に基づいて、市町村に対し要望を提出している。 ◆津島市と当事者が話し合う場というのは、内容にもよるが毎年1回はある。内容によっては交渉する場合もある。 ◆ろう者にとって言語は手話しかないということを伝えたい。筆談すればいいという間違った理解がある。

(4) 点訳の「点読虫」

1. 会の目的及び対象者等
【会の目的】 視覚障がい者の支援・援助。点訳の普及。 【対象者】 視覚障がい者 【設立年】昭和62年
2. 活動内容等
【会員数】5人 【活動拠点】津島市総合保健福祉センター 2階 【事務局体制】 会長1名、会計1名 年会費1,000円 【現在の活動内容】 ・点訳講習会 ・福祉実践教室 ・絵本の点訳 ・点訳カレンダー
3 現状の課題
◆若い方の入会者がいない。
4 今後の取り組み
◆もっと点訳をしていきたいと思っていますが点字プリンターが壊れているので活動に支障が でています。
5 会員の状況（利用している福祉サービス）
—
6 会員の状況（福祉サービス・医療的ケアの利用にあたっての困り事やご意見）
—
7 会員の状況（これまでに事業所等に福祉サービスを断られた経験とその理由）
—
8 会員の状況（就労移行や就労支援に関する困り事やご意見）
—
9 行政への要望
◆点字プリンターを直してほしいです。点訳ボランティアの活動ももう少しサポートしてほしい です。
10 その他
—

(5) くわがたの会

1	会の目的及び対象者等
	<p>【会の目的】 視覚障がいについて理解してもらう</p> <p>【対象者】 小・中・高校生、一般の社会人</p> <p>【設立年】平成13年</p>
2	活動内容等
	<p>【会員数】16人</p> <p>【活動拠点】津島市・愛西市の社会福祉協議会</p> <p>【事務局体制】</p> <p>【現在の活動内容】 ・主に学校に於ける福祉実践教室において、視覚障がいについて、実際にアイマスクをして障がいについて体験してもらう。</p>
3	現状の課題
	<p>◆津島市に於いては、福祉教育の実践が全ての学校で行なわれていないので、もっと広くすべての学校で行なわれるとよい。(これには謝礼が必要なので、援助してほしい) 社会福祉協議会からは1人3,000円2人分のみしかでないので、生徒の数が多いと、ボランティアの数が足りなくて大変。必要な分の人数の援助してほしい。</p> <p>例：愛西 生徒の数において4～6人まで1人4,000円の謝礼がでます。</p>
4	今後の取り組み
	<p>◆実際に中学校へ行った時、目が見えないという事はどういう事と聞かれて、ビックリしました。事実が分かってないと思いました。視覚障がいとはどんな事かとこれからの若い人に伝えたい。</p>
5	会員の状況（利用している福祉サービス）
	—
6	会員の状況（福祉サービス・医療的ケアの利用にあたっての困り事やご意見）
	—
7	会員の状況（これまでに事業所等に福祉サービスを断られた経験とその理由）
	—
8	会員の状況（就労移行や就労支援に関する困り事やご意見）
	◆自営である。視覚障がいなのでできる仕事は少ない。
9	行政への要望
	◆視覚障がい者について、広く学校で学んでほしい。体の障がいは見て分かるが、目の障がいはなかなか外へ出れないので分からない。各学校へ補助を！福祉教育は今、施設とか放課後教室とかが多いので、実際に体験する事も大切。
10	その他
	—

(6) 要約筆記サークル OHPつしま

1 会の目的及び対象者等
<p>【会の目的】 障害者総合支援法の意味疎通支援事業の要約筆記活動を通して、聴覚障がい者・難聴者の自立・社会参加を支援し、要約筆記の普及に努める。</p> <p>【対象者】 中途失聴者・難聴者</p> <p>【設立年】 平成8年</p>
2 活動内容等
<p>【会員数】 聴覚障がい者（難聴者）1人、健聴者3人</p> <p>【活動拠点】 津島市総合保健福祉センター、津島市内</p> <p>【事務局体制】 代表1人（健聴者）、会計1人（〃）、相談役1人（〃） 年会費1,000円</p> <p>【現在の活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会（月1回）、個人派遣に伴う同行通訳（随時、福祉課を通して派遣依頼） ・市役所主催の講演会のOHCによる通訳（年1回）、市内学校福祉教育講師（年3校ほど）
3 現状の課題
<ul style="list-style-type: none"> ◆要約筆記をつけている行事が少ないため、知ってもらう機会がない。 ◆会員数が少ないことと、高齢化により、今後の活動を考えなければならない。
4 今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ◆要約筆記に対する周知と理解を深めてもらえるように、現在の活動を続けていくと共に、年令とともに耳が不自由になった高齢者も対象として活動場所を広げていきたい。
5 会員の状況（利用している福祉サービス）
<ul style="list-style-type: none"> ◆難聴者会員・補装具の給付（補聴器）・FAX購入代金の補助
6 会員の状況（福祉サービス・医療的ケアの利用にあたっての困り事やご意見）
<ul style="list-style-type: none"> ◆特になし
7 会員の状況（これまでに事業所等に福祉サービスを断られた経験とその理由）
<ul style="list-style-type: none"> ◆なし
8 会員の状況（就労移行や就労支援に関する困り事やご意見）
<ul style="list-style-type: none"> ◆対象者なし
9 行政への要望
<ul style="list-style-type: none"> ◆私達では、当事者の把握ができないので、福祉課が要約筆記の周知と利用を勧めてほしい。 ◆要約筆記者になるための講座（県、愛難聴主催）受講案内等を市広報、ホームページに載せてほしい。 ◆要約筆記派遣事業については、2023年12月号の市広報に掲載されて、よかった。今後の利用者増を望む。
10 その他
<ul style="list-style-type: none"> ◆以前、市民病院で筆記通訳ボランティアをしていたが、利用者がほとんどなく、コロナでボラ活動が休止になったこともあり、現在は、活動のない状態。病院側は、「必要と感じた人の申請等があれば、その都度お願いします。」ということだが、院内でその旨の案内を目にしたことはない。

(7) 海部津島手話サークル かたくりの会

1 会の目的及び対象者等
<p>【会の目的】 手話の学習及び聴覚障がい者と健常者がふれあいを大切にして共に支えあえる社会をめざして活動。両者交流を深め、ろう者問題に取り組むこと。</p> <p>【対象者】 年齢・性別を問わず誰でも参加可能</p> <p>【設立年】平成4年4月</p>
2 活動内容等
<p>【会員数】 25人（うち ろう者2人）</p> <p>【活動拠点】 津島市総合保健福祉センター</p> <p>【事務局体制】 会長1名、副会長1名、会計1名、監査1名、企画3名</p> <p>【現在の活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者と健常者が触れあいを大切にして共に支えあえる社会をめざして活動 ・月2回のサークル活動勉強会以外に、市主催の行事に参加し手話の普及と聴覚障がい者への理解の普及に努めている。 ・随時、役員会がある。 ・小中学校、高校の福祉実践教室への協力。
3 現状の課題
<ul style="list-style-type: none"> ◆若年層の不足 ◆社協の都合で部屋が変更して慣れない。今まで机があったが、今はない。 ◆教えてもらおうろう者の参加不足。普段の活動には健常者の人で自主的に学習している状況。たまに他市の聞こえない人が講演に来てくれる。 ◆会員数がいても参加する人が少ない。 ◆小中学校での福祉実践教室の時間が減っているため、障がい者と交流する機会が激減。 ◆仕事をしている会員が増えて、参加できる会員が減っている。そのため同じ会員に負担が集中している。 ◆福祉実践教室やサークルの開催が聴覚障がいの理解に大切。
4 今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ◆コロナ状況を見ながら、市内のイベントに参加しつつ、市民へ手話の普及、聞こえない人への理解が進む様、活動を広げる。
5 会員の状況（利用している福祉サービス）
<ul style="list-style-type: none"> ◆手話通訳者派遣制度 ◆市役所、通訳設置
6 会員の状況（福祉サービス・医療的ケアの利用にあたっての困り事やご意見）
<ul style="list-style-type: none"> ◆困りごとについて時間をかけて相談できない。 ◆どこに相談していいかわからない。

7 会員の状況（これまでに事業所等に福祉サービスを断られた経験とその理由）
—
8 会員の状況（就労移行や就労支援に関する困り事やご意見）
—
9 行政への要望
<p>◆会場として「世代交流室」を借りることができるのはとても有難いのですが、サークルの持ち物を保管しておくロッカーがなくなり、大変困っています。何とかスペースが欲しい。カセット、手話辞典、単語カードなどを置いておきたい。</p> <p>◆できれば市内の公的施設は全てネット環境を整えて欲しい。</p> <p>◆警察、病院、消防署に手話のできる職員または通訳を常駐してほしい。</p> <p>◆以前に手話の講座を消防署、警察、病院にしたため、スムーズにできるようになったことがあったが、期間が開いてしまったのでまたそのようなことができたと思います。できれば、ずっと続けていけたらいいなと思っています。</p> <p>◆敬老会、平和記念、消防団の発表会、成人式などの行事には、ろう者が不在でも手話通訳をつけてください。できるだけ通訳を依頼しなくても通訳をつけることが基本になってほしい。</p> <p>◆防災訓練は障がい者を含めた訓練を行ってほしい。特性に応じた訓練を行ってほしい。</p>
10 その他
◆パラリンピックに比べて、デフリンピックの認知度が低いので、2025年のデフリンピック開催に向けて一般に周知を進めてほしい。

(8) 海部津島手話サークル あゆみ

1 会の目的及び対象者等
<p>【会の目的】 手話の学習及びレクリエーション等を通じて、ろう者ときこえる者の交流を深め、手話を広げながら地域福祉を支えるようろう者問題に取り組む。</p> <p>【対象者】 年齢・性別を問わず、誰でも自由に会員の資格を有する。(ただし、営利目的、個人的な目的等、本会の趣旨に反する行為を行うものについては与えない)</p> <p>【設立年】昭和54年5月</p>
2 活動内容等
<p>【会員数】30人(うち ろう者7人)</p> <p>【活動拠点】特に決まっていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部屋の大きさ、賃借料、時間帯等の見合った施設で開いている。 ・現在は大政集会所を使っている。 <p>【事務局体制】 会長1名、副会長1名、会計1名、企画2名、会計監査1名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年会費 きこえる者1,000円 ろう者500円 <p>【現在の活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会(毎月第3金曜日19:30~21:00) ・海部津島手話サークル連絡会活動への参加 ・海部津島聴覚障害者協会活動への参加協力
3 現状の課題
<ul style="list-style-type: none"> ◆一ヶ月に、あと1回定例会を増やしたいが、安定して借りられる場所が、なかなかみつからない。(賃借料、機器使用等) ◆時間が19:30からなので、無料もしくは安く借りられる場所が開いていない。
4 今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ◆一般市民のみなさんにも、手話の存在を知っていただき、ろう者も、いつでもコミュニケーションが、とれるような町づくりをしていきたい。さらには、誰もが暮らしやすく、安心して暮せる環境を今後も進めていきたい。
5 会員の状況(利用している福祉サービス)
◆市の設置(手話通訳)制度・市の手話通訳者派遣制度
6 会員の状況(福祉サービス・医療的ケアの利用にあたっての困り事やご意見)
—

7 会員の状況（これまでに事業所等に福祉サービスを断られた経験とその理由）
—
8 会員の状況（就労移行や就労支援に関する困り事やご意見）
—
9 行政への要望
<ul style="list-style-type: none"> ◆いつおきるかわからない巨大地震、大雨等の緊急災害時に備え、聴覚障がい者にあった、支援体制を早期に確立していただきたい。 ◆手話言語条例の制定を望む。 ◆災害時訓練で障がいに応じた訓練をしてほしい。 ◆改めてNET119の説明会等をきちんとしてほしい。
10 その他
<ul style="list-style-type: none"> ◆イベントの案内にはFAX番号が載っていないことがある。電話が利用できない人のためにFAX番号も載せてほしい。 ◆策定委員として参加している当事者がとても少ない。そのため、なかなか意見が合わないと感じることがある。

(9) 海部津島地域精神保健福祉ボランティアグループ 風車の会

1 会の目的及び対象者等
<p>【会の目的】 ともに手をたずさえ、精神障がい者が、社会から正しく理解され、充実した生活をおくることのできる地域社会をめざす（会則）</p> <p>【対象者】 海部津島地域で心に病を持っていたり、生きずらさを感じている方々。</p> <p>【設立年】 平成14年6月</p>
2 活動内容等
<p>【会員数】 令和5年4月現在 10名（スタッフ）</p> <p>【活動拠点】 居場所活動：津島市北コミュニティハウス 事務局：代表者自宅</p> <p>【事務局体制】 代表1人 会計1人 監査2人 運営5人 代表者がすべての情報を電話、メール等で受け、月1回定例会議にて報告、討議、決定。 モットーのひとつは「会員みんなでやる」</p> <p>【現在の活動内容】 ○定例会（月1回） ○居場所「はっぴーるーむ・つしま」運営（市の委託事業 月1回）：参加者との談話 ・近隣市自殺予防活委員 ・自殺予防街頭啓発キャンペーン参加（あま市主催。年2回） ・愛知県精神保健福祉ボランティア活動 ・西尾張ブロック ボランティアフェスティバル参加 ・精神保健福祉ボランティア養成講座参加（11月） ・不登校・ひきこもり相談。その他随時相談受付。</p>
3 現状の課題
<p>◆1) 会の継続について。 会員の高齢化、若い人は仕事との両立で生涯現役という現状社会の中で人材不足・後継者問題が大きい。会員の年齢幅は40～60代。圧倒的に女性が多い。 ゲートキーパー講座等で声をかけているが残る人は限られている。</p> <p>◆2) 地域活動の難しさ。 80-50問題・地域には精神障がいについては家族もオープンではない。会の目的には程遠い。</p>

4 今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ◆1. 基本的には上記問2の【現在の活動内容】を継続予定。 ◆2. 今後必要と思われる内容は、高齢者の居場所や一人暮らしの見守り。
5 会員の状況（利用している福祉サービス）
<p>（居場所活動の参加者からあった相談内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆訪問介護・障がい者手帳申請、不登校などで公的機関への相談
6 会員の状況（福祉サービス・医療的ケアの利用にあたっての困り事やご意見）
<ul style="list-style-type: none"> ◆困りごとについて時間をかけて相談できない。 ◆どこに相談していいかわからない。
7 会員の状況（これまでに事業所等に福祉サービスを断られた経験とその理由）
<ul style="list-style-type: none"> ◆断られたということはないが、悩みや問題内容によって相談場所を変えたことはあるようだ。
8 会員の状況（就労移行や就労支援に関する困り事やご意見）
<ul style="list-style-type: none"> ◆コロナが五類に移行してから、ノルマが増したり、仕事内容が変わったことなどにより、厳しく言われ心理的負担が増したという相談が増えた。
9 行政への要望
<ul style="list-style-type: none"> ◆どこに相談してよいかかわからない、相談者自身が問題を的確に把握してないこともあるので相談者を家族関係など「丸ごと掴む」総合相談ができるようなところがあり、そこから各専門部署に振り分けるようなシステムがあったらどうか。（かえって手間がかかり複雑になるかという懸念はありますが。） ◆市による精神保健福祉ボランティア養成講座の実施と人材確保をしてほしい。 ◆退院時の支援としてボランティアが関わる際は、カウンセラーの配置、医学的な情報の提供、医療機関との連携をしてほしい。 ◆働きたいという当事者の思いに対し、現実どこまで働けるのかという見極め、事業所によるその人の障がい状況にあった働き方の提供をしてほしい。障がいを理解してくれる職場環境の整備をしてほしい。
10 その他
<ul style="list-style-type: none"> ◆障がいも知的、身体、精神とそれぞれ同一にはとらえられないので、それぞれに応じた態勢が必要でとくに精神の場合の難しさを強く感じている。

(2) 事業所調査

障がい福祉サービス事業所の現状と課題を把握するために、市内外の障がい福祉サービス事業所及び入所施設を対象に郵送によるアンケート調査を実施しました。

○アンケート調査

調査依頼事業所数：28事業所

調査期間：令和5年8月～9月

○アンケート結果抜粋

【現状の課題】

- ・人材確保とヘルパーの高齢化、人材育成（職員の資質向上）が課題。
- ・福祉人材を募集してもなかなか応募がなく、採用につながらない。
- ・障がい者（利用者）の重度化、高齢化。保護者の高齢化。
- ・事業所経営が厳しい。（市内事業所増や、利用者の定員割れ等）
- ・社会へ出る事への不安をかかえている利用者への支援。また、そういった当人と出会う為にはどうしたらよいか。
- ・3障がい（精神障がい、身体障がい、知的障がい）ごとに配慮した支援の構築。
- ・親亡き後に本人が自立した生活をするためにも、工賃アップが課題。
- ・相談員1人が担当している人数が多く、また支援者会議の開催の要望も多いため、業務負担が増加している。
- ・相談員の業務及び支援の範囲の明確化ができていない。
- ・精神障がいの利用者への支援においては、利用者の精神状態が不安定な場合は、計画書にて計画をされた支援以外の様々な対応が必要となるため、予定通りのサービス提供が難しい。

【行政（国・県・市）への要望】

(1) 報酬単価、利用日数に関すること

- ・物価高対策、人件費高騰に対し報酬単価の値上げをしてほしい。
- ・日中一時支援事業や移動支援事業の単価見直しをしてほしい。特に移動支援事業の身体介助なしの場合は利益がでない。

(2) 障がい者を支援する仕組み、サービスに関すること

- ・精神・知的障がい者の生活支援でのサービス内容は、ケースごとに各事業所で判断し対応している。制度の方針も理解しづらく、市としての方針があると助かる。
- ・移動支援事業は実施主体が市町村であるため、津島市として移動支援事業による外出の範囲を明確にしたものを作成してほしい。
- ・移動支援事業について、「身体介護無し」の利用者支援でも安全性確保のため常に目を離さず、時には身体介護も行なう。有・無の区別なく、すべて「身体介護有り」としてほしい。
- ・在学時は放課後等デイサービスを利用している方が多く、学校卒業後は作業所へ通所する方が多い。作業所終了後に社会性を培うためにも日中一時支援事業を拡充してほしい。
- ・支援について市に問い合わせをしているが、担当者によって回答が違い、結果利用者ごとに差が出てしまうため、統一した対応をしてほしい。

(3) 事業所の運営に関すること

- ・研修の開催（オンライン併用）、イベント開催の支援をしてほしい。
- ・事業所の場所や事業内容を利用者の方が知りたいと思った時に、簡単に探せるよう役場等における情報提供の場をもっと設けてほしい。
- ・必要な事業所が整っているか、利用者の受け入れ状況などの把握などを行ってほしい。

(4) その他

- ・不登校の受け皿、送迎ができないことで登校できない子どものフォローについて。
- ・途切れのない支援をするためのシステム構築について一緒に考えたい。

5 用語解説

あ行	アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさを表す言葉。年齢や障がいの有無に関わらず、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
	意思決定支援	自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みのことをいう。
	医療的ケア・医療的ケア児	医療的ケアとは、たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養などの医療的介助行為のことをいう。 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が令和3年9月18日から施行され、この法律において、医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう。
	医療相談員	病院において患者やその家族に対する相談業務を行う専門職。医療・医学的なことの相談は医師が行い、それ以外の経済的問題、療養中の心理的・社会的問題の解決・調整・援助や退院、社会復帰に関する相談を受けている専門職で「医療ソーシャルワーカー(MSW)」とも呼ばれる。
	一般就労	福祉施設等での就労ではなく、企業などへの就職、在宅などでの就労および自らの起業などによる就労。
	インクルーシブ教育	障がいのある人とない人が可能な限りともに学ぶ仕組みのこと。
	インフォーマルサービス	公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援。家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、NPOなどの制度に基づかない援助などが挙げられる。
	NPO	民間非営利組織、特定非営利活動団体 Non Profit Organization の文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。
	か行	基幹相談支援センター

か行	強度行動障がい	自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいう。
	グループホーム（共同生活援助）	地域において自立した日常生活を営む上で日常生活の援助が必要な障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う事業又は施設のこと、障害者総合支援法における「共同生活援助」のことをいう。 また、一人暮らし等を希望する人に対する支援や退去後の相談に応じる。
	ケアマネジメント	保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。
	権利擁護	自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、尊厳ある生活を送る上で必要な権利を保障するという考え方やその実践のこと。
	高次脳機能障がい	病気や事故などの様々な原因で脳が部分的に損傷を受けたために、言語、思考、記憶、行為、学習、注意等の知的な機能に障がいが生じた状態を指す。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているが、新しいことが覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が出現し、周囲の状況にあった適切な行動ができなくなり、生活に支障をきたすようになる。
	合理的配慮	障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。 平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」において、合理的配慮の提供が地方自治体に義務付けられ、事業者等には努力義務として規定された。 令和3年度の法改正により、令和6年4月1日から、事業者等にも義務付けられることとなる。
	個別避難計画	災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載したものをいう。
	コミュニティ活動	自治会活動、防犯・防災活動、健康づくり活動、環境美化活動、レクリエーション活動など、地域の住民の相互扶助により、より良い環境や心豊かな生活を営むことができる地域社会（コミュニティ）をつくるための活動のこと。
さ行	災害時要配慮者	高齢者、障がいのある人など災害時に自力で避難することが困難な人のこと。
	児童発達支援センター	児童福祉法で児童福祉施設に定義され、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障がい児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がい児の家族、指定障がい児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設をいう。

さ行	障害者基本法	障がいのある人の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。平成23年8月に障がい者の定義を、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がいがある者であり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、社会的障壁の定義を、障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとした。
	障がい者雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づいて定められる障がい者の雇用割合のことをいう。平成30年4月1日からは雇用率の算定基礎の対象に精神障がい者が加えられた。障がい者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障がい者雇用納付金の納付を義務付け、達成している事業主に対しては、障がい者雇用調整金や報奨金が支給される。 令和6年4月1日からの障がい者雇用率については、民間企業では2.3%から2.7%に、国・地方公共団体等では2.6%から3.0%（教育委員会では2.5%から2.9%）に改めることとされた。ただし、経過措置として、令和8年6月30日までの間については、民間企業では2.5%、国・地方公共団体等では2.8%（教育委員会では2.7%）とされている。
	障がい者支援施設	施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型を行う施設をいう。
	障害者就業・生活支援センター	地域において生活している就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。
	障害者総合支援法 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	身体障がい・知的障がい・精神障がいがある人に対する福祉サービスを一元化することなどを定めた「障害者自立支援法」が、平成25年4月に「障害者総合支援法」へと変わり、障がい者の定義に難病等を追加するなどの見直しが行われた。また、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、令和6年4月1日から、障がい者等の希望する生活を実現するために、障がい者のニーズに応じた支援が整備、強化されることとなる。
	障がい者トライアル雇用制度	障がいのある人を原則3か月間試用雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとすることを目的とした制度。
	情緒障がい	情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態のこと。
	情報保障	人間の「知る権利」を保障するもの。特に聴覚に障がいのある人は、音声によって提供される情報や会話を理解できないため、日常的に情報から疎外されているといえる。そのため、一般的に「情報保障」とは、聴覚に障がいのある人に対するコミュニケーション支援を指す。

さ行	身体障害者手帳	体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けることができる。身体障害者手帳の等級は重い方から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、肝臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。
	生活の質（QOL）	Quality of life（クオリティ オブ ライフ）は「生活の質」「生命の質」などと訳され、身体的な苦痛を取り除くだけでなく、精神的、社会的活動を含めた総合的な活力、生きがい、満足度という意味が含まれる。
	精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けることができる。手帳の等級は、重い方から1級～3級まであり、精神疾患や、それによる機能障がいと能力障がいの状態の両面から総合的に判定される。
	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいを有する方等一人ひとりの「本人の困りごと等」に寄り添い、本人の意思が尊重されるよう情報提供等やマネジメントを行い、適切な支援を可能とする重層的な連携による支援体制を構築すること。
	成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な成年者の権利を保護するための制度。本人があらかじめ後見人と職務内容を定めて契約する任意後見と家庭裁判所が後見人を選任する法定後見とがある。法定後見は後見、補助、補佐の3段階に分かれ、被後見人の状況に応じて適用される。被後見人に関して、後見人は全ての代理権を有し、補助、補佐は民法に定める事項について同意権と取消権を持つ。具体的には判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行い、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合には、それを取り消すことができる。
	総合支援協議会	地域の関係機関によるネットワークを構築し、地域における様々な障がい福祉の課題や困難事例に対する解決方法を検討するなど、地域で安心して生活を送ることができるよう地域生活に関わる課題を協議する場。
	相談支援専門員	相談支援従事者研修を受講した者であって一定の条件を満たした者のうち、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所に配置され、それぞれの事業所の業務に従事する者をいう。
た行	地域活動支援センター	障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。
	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支えて」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことをいう。 地域共生社会については、厚生労働省ホームページにおいて、ポータルサイトを設けて情報を発信している。

た行	地域生活支援拠点等	障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくり）をもつ場所や体制のこと。
	特別支援学級	平成 19 年 4 月に施行された「学校教育法等の一部を改正する法律」において、障がいのある子どもが通学する特殊学級が名称変更したもの。小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のこと。
	特別支援教育	平成 19 年 4 月に「特別支援教育」が「学校教育法」に位置づけられたことにより、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
な行	難病	「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされている。難病医療費助成制度の対象疾病は、令和 3 年 11 月 1 日から 338 疾病（小児慢性特定疾病医療費助成制度は 788 疾病）とされているが、障害者総合支援法の対象となる疾病は 366 疾病である。
	日常生活自立支援事業	日ごろの生活に不安がある人の福祉サービスの支援や、お金の管理を行う事業。
は行	発達障がい	自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症（ADHD）、学習症（学習障がい）、チック症、吃音など、これに類する障がい特性であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。 特性を重ねて持つ場合も多く、それぞれの障がいを明確に分けて診断することが難しいことが知られており、年齢や環境により目立つ症状が異なるため、診断された時期により、診断名が変わる場合もある。
	バリアフリー	高齢者や障がいのある人が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じるさまざまな障壁をふくめて、それらを取り除くことを指す。
	避難行動要支援者	高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。「災害時要援護者」というかわりに、平成 25 年 6 月の「災害対策基本法」の改正から使われるようになった。
	ピアカウンセリング	障がいのある人同士のグループや患者会の自助グループで用いられ、同じ境遇にある仲間同士でしか理解できないことを語り、お互いに支持し合えるカウンセリングをいう。
	福祉有償運送	タクシー等の公共交通機関では要介護者、身体に障がいのある人等に対して十分な輸送サービスができないと認められる場合に NPO 法人、公益法人、社会福祉法人等が実費の範囲で、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行う個別輸送サービスのこと。

は行	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援を行うこと。
ま行	民生委員・児童委員	民生委員は、「民生委員法」によって設置が定められており、児童委員は「児童福祉法」により民生委員が兼ねることになっている。活動の目的は、社会奉仕の精神をもって住民からの相談に応じるなど、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指している。
や行	ヤングケアラー	法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。
	優先調達推進法	障がい者就労施設、在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立を促進することを目的とする法律。
	ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように設計された製品・情報・環境のデザインのこと。
	要約筆記者	聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。
ら行	ライフステージ	成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとしてある。
	リハビリテーション	運動障がいの機能回復訓練といった意味で用いられることもあるが、障がい者等の身体的、精神的な適応能力回復のための技術的訓練、障がいにかかわらず人間らしく生きることができるようにするための技術及び社会的、政策的対応の総合的体系といった意味でも用いられる。
ら行	療育手帳	児童相談所または知的障がい者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けることができる。障がいの程度は、重い方からA判定、B判定、C判定と記載される。
	レスパイトサービス	「障害者総合支援法」に基づき、在宅の障がいのある人及び障がいのある子どもの介護者の地域生活を支援するため、介護者の疾病、冠婚葬祭等により、介護が困難となった場合、介護者に代わって、一時的に障がいのある人を保護する制度。

第5期津島市障がい者計画
(令和6年度～令和11年度)
第7期津島市障がい福祉計画
・第3期津島市障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

発行：津島市 健康福祉部福祉課
〒496-8686
愛知県津島市立込町2丁目21番地
電話：0567-24-1115
FAX：0567-24-1138